

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会(以下「本会」という。)
定款第3章の規定に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び徴収方法について定めるほか、会員管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 本会の会員資格は、定款第6条のとおりとする。

(会費)

第3条 会費は年会費とし、別表のとおりとする。ただし、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

(1) 定款第6条(1)①～③の正会員及び賛助会員

1. 入会	年会費額の1/12(千円未満四捨五入)を1ヶ月当たりの料金として、入会した日の属する月から、年度末の月数を乗じた額を会費とする。
2. 退会	年会費額の1/12(千円未満四捨五入)を1ヶ月当たりの料金として、年度初めの月から退会した日の属する月の月数を乗じた額を会費とする。

(2) 定款第6条(1)④～⑧の正会員及び準会員

入退会の時期	4～9月(上半期)	10～3月(下半期)
1. 入会	年会費全額	年会費×1/2
2. 退会	年会費×1/2	年会費全額

2 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金品は、過誤納による場合のほかこれを返還しない。

(会費算定の基準日)

第4条 会費算定の基準日は、毎年4月1日とする。

(会費の納入方法及び納期)

第5条 会員は、本会からの請求書受領後、指定された期日までに、振込により本会の銀行口座に会費を納入するものとする。ただし、コンビニ払込票により現金で会費を納入することができるものとする。

(入会の申込み)

第6条 会員として入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書（正会員及び準会員は様式1、賛助会員は様式1－2）を本会へ提出するものとする。

2 会長は、入会申込書を受領した後、入会の可否について審査して決定しなければならない。

(入会の成立)

第7条 会員が本会から送付する入会承認通知書を受領した時に、正式に入会したものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入会は無効とする。

(1) 当該施設又は事業所の代表者又は開設準備責任者以外の第三者が申込みを行っていた場合

(2) 申込みの際に虚偽の届出をした場合

(登録内容の変更)

第8条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は、理事会が別に定める変更届（正会員及び準会員は様式2、賛助会員は様式2－2）を速やかに本会へ提出するものとする。

(退会等)

第9条 会員は、退会する場合、理事会が別に定める退会届（正会員及び準会員は様式3、賛助会員は様式3－2）を本会に提出しなければならない。

2 前項による退会日は、本会が退会届を受領した日の属する月の末日とし、会員は、その翌日に会員資格を喪失する。ただし、会員が退会を希望する日が、本会が退会届を受領した日より後の場合は、当該希望日の属する月の末日を退会日とする。

3 会員が2年以上、年会費を納入しない場合は、本会は退会したものとみなす。但し、やむを得ない事情があると認める時はその限りではない。

(事業)

第10条 本会は、正会員及び準会員に対し次の事業を実施する。ただし、施設種別等により、事業の提供範囲、内容等が異なる場合がある。

- (1) 高齢者福祉に関する会議、研修会、報告会等
- (2) 高齢者福祉に関する調査・研究事業に関する資料、報告書等の提供
- (3) 会員の慶弔及び災害見舞
- (4) 災害時等の相互支援
- (5) 機関誌その他刊行物の送付
- (6) 郵便、本会ホームページ会員専用ページの閲覧
- (7) FAX、電子メール等による本会活動、高齢者福祉施設等の情報提供

2 本会は、賛助会員に対し次の特典を付するものとする。

- (1) 本会発行の会報・会員名簿の提供
- (2) 本会ホームページ会員専用ページの閲覧
- (3) 本会ホームページの賛助会員名簿一覧の閲覧から賛助会員ホームページにリンク
- (4) 別に定める要領に基づき本会ホームページ上にバナー広告無料掲載
- (5) 別に定める要領に基づき本会主催高齢者福祉研究大会の概要書上に広告無料掲載
- (6) 本会が開催する施設長会議(研修会)におけるPRチラシの配布
- (7) 本会が開催する大会等の福祉用品展示コーナー出展料の割引

(会員規程・事業内容の変更)

第11条 本会は、会員規程及びサービス内容を本会ホームページに公開する。会員規程及びサービス内容を追加・削除・変更した場合には、本会ホームページで告知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 会員は、その権利を第三者に譲渡・貸与してはならない。

(秘密保持)

第13条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示・漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えて使用しない。

2 本会は、会員情報に関する個人情報については、個人情報保護法に基づき適正に管理する。

(会員の責務)

第14条 会員は、本会の設立の目的を理解し、本会の事業の遂行に協力し、高齢者福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

2 会員は、本会及び他の会員に損害を与える行為、又はその恐れのある行為をしてはならない。

3 会員は、個人情報の保護の重要性を認識し、徹底しなければならない。

(入会の期間)

第15条 入会期間は入会日より当該年度の3月31日までとする。ただし、入会期間満了の30日前までに会員から退会届の提出又は本会からの解約通知書の送付がない限り、以後毎年所定の会費を支払うことにより入会が継続するものとする。

(規程の変更)

第16条 この規程の改廃は、会員総会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月5日から施行する。

別 表（第3条関係）

会 費 額 一 覧 表

1. 正会員及び準会員

種別・入床定員規模		年 会 費	
		会 費	定員加算 (1床当り)
特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム（介護老人福祉施設・ケアハウスを含む）	39人以下 (ショート含む)	40,000円	0円
	40人以上 75人以下 (ショート含む)	45,000円	200円
	76人以上 (ショート含む)	50,000円	400円
デイサービスセンター		10,000円	—
在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所		10,000円	—
地域包括支援センター		10,000円	—
その他高齢者介護事業所		10,000円	—

2. 賛助会員

団体又は企業 年会費額(定額) 72,000円

会員 入会申込書

(様式 1)

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 会長殿

年 月 日

(フリガナ)

法人名

理事長 (代表者) 名

当法人は、下記の通り 月より貴会に入会を申し込みます。

※特養・養護・軽費の会費は月割りで計算されます。その他の施設は半年単位で計算されます。

種別	施設・事業所名 (施設長)	入床定員 (シヨートホ)	所在地	電話番号		メールアドレス		開設年月日		全国老協 等入会希望
				FAX番号		ホームページ	最寄り駅			
特養	(フリガナ)	従来型 名	〒					・	・	全老協
	(フリガナ)	ユニット型 名								
	(フリガナ)	名								
養護	(フリガナ)	名	〒					・	・	全老協
	(フリガナ)	名								
	(フリガナ)	名								
軽費 ・ ケア	(フリガナ)	名	〒					・	・	全老協
	(フリガナ)	名								
	(フリガナ)	名								
地域包括 ・ 在宅介護 ・ 居宅介護	(フリガナ)		〒					・	・	全在協
	(フリガナ)									
	(フリガナ)									
デイ	(フリガナ)	(定員)	〒					・	・	全老協
	(フリガナ)	名								
	(フリガナ)	名								
その他	(フリガナ)	名	〒					・	・	全老協
	(フリガナ)	名								
	(フリガナ)	名								

② 1. 入会希望する種別を○で囲んでいただき、その行にご記入くださるようお願いいたします。

② 2. 全国老協等入会希望の「全老協」は関東ブロック老人福祉施設協議会、「関ブロ」は関東ブロック老人福祉施設連絡協議会、「全在協」は全国地域包括・在宅介護支援センター協議会です。入会希望する施設は、「全老協」・「関ブロ」・「全在協」を○で囲んでください。

② 3. 本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による入会の意思が確認できるものであれば、この様式によらずとも差支えありません。

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

賛助会員入会申込書

一般社団法人

埼玉県老人福祉施設協議会 会長 殿

貴会の活動趣旨に賛同して入会を申し込みます。

申込日 〔西暦〕 年 月 日

(ふりがな) 団体・企業名			
住 所	〒		
(ふりがな) 代表者氏名			
(ふりがな) 担当者氏名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
U R L			
バナー掲載希望	3 カ月	6 カ月 希望しない	通年継続
高齢者福祉研究大会 概要書広告掲載希望	A4 版 1 ページ 希望しない		A4 版 1/2 ページ
事業内容	団体・企業概要書の添付可		

◆申込書はお手数ですが、コピーをおとりになり原本を本会へ送付してください。

◆本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による入会の意思が確認できるものであれば、この様式によらなくても差支えありません。

会員 変更届

令和 年 月 日

一般社団法人

埼玉県老人福祉施設協議会 会長 殿

施設・事業所名

代表者名

当施設・事業所は、下記のとおり会員情報の変更を届け出ます。

変更内容（※変更項目のみご記入下さい。）

項目	変 更 年 月 日	変更前	変更後
1 (ふりがな) 施設名			
2 所在地		〒	〒
3 電 話			
4 F A X			
5 メールアドレス			
6 apica受信アドレス			
7 ホームページアドレス			
8 経営主体 (法人名)			
9 (ふりがな) 理事長名			
10 (ふりがな) 施設長名			
11 定 員		名 (入所定員 名 ショートステイ 名)	名 (入所定員 名 ショートステイ 名)
12 最寄りの駅 (交通案内)			

◆本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による変更の届出であることが確認できるものであれば、この様式によらなくても差支えありません。

賛助会員 変更届

令和 年 月 日

一般社団法人
埼玉県老人福祉施設協議会 会長 殿

団体・企業名

代表者名

下記のとおり会員情報の変更を届け出ます。

変更内容（※変更項目のみご記入下さい。）

項目	変更年月日	変更前	変更後
1 (ふりがな) 団体・企業名			
2 住 所		〒	〒
3 (ふりがな) 代表者名			
4 電 話			
5 F A X			
6 E-mail			
7 U R L			
8 バナー掲載希望			
9 高齢者福祉研究 大会概要書広 告掲載希望			
10 事業内容			

◆本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による変更の届出であることが確認できるものであれば、この様式によらなくても差支えありません。

退 会 届

令和 年 月 日

一般社団法人
埼玉県老人福祉施設協議会 会長殿

(会員名等)

住所

施設・事業所名

代表者又は個人氏名

電話

FAX

貴会の会員を令和 年 月 日付けで退会したいのでお届けします。

(退会の理由)

◆本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による退会の意思が確認できるものであれば、
この様式によらなくても差支えありません。

(様式 3 - 2)

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会

賛助会員退会届書

〔西暦〕 年 月 日

一般社団法人

埼玉県老人福祉施設協議会 会 長 殿

住 所

団体・企業名

代表者名

電 話

F A X

貴会の賛助会員を〔西暦〕 年 月 日付けで退会したいのでお届けします。

(退会の理由)

◆本様式に準じた項目の記載があり、かつ代表者による退会の意思が確認できるものであれば、
この様式によらなくても差支えありません。